

令和三年デジタル庁令第八号

デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶
に関する権利の登記嘱託職員を指定するデ
ジタル庁令

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九
号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七
年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七
条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に属する
不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指
定するデジタル庁令を次のように定める。

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九
号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七
年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七
条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に
属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱
託する職員を次のとおり指定する。

デジタル庁参事官（会計担当）

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行す
る。